

令和 2 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

荒川区監査委員

2 荒監第 2 2 7 号
令和 3 年 3 月 1 1 日

荒 川 区 長 殿
荒川区議会議長 殿

荒川区監査委員 齋 藤 暢 生
同 小 川 秀 行
同 北 城 貞 治

令和 2 年度財政援助団体等監査結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体等（補助金等交付団体、出資団体、公の施設の指定管理者）の監査を行ったので、同法同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告書を次のとおり提出します。

1 監査の種類及び目的

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査であり、「荒川区監査委員監査基準に準拠し、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われているか」について監査を実施した。

2 実施期間

令和 3 年 1 月 8 日から令和 3 年 1 月 29 日まで

3 監査対象団体等

監 査 対 象		財政的援助 等内容
団 体 等	関 係 部	
川の手荒川まつり実行委員会 (川の手荒川まつり)	産業経済部	補助金
株式会社 コンフォート (コンフォートフィオーレ西尾久)	福祉部	補助金
社会福祉法人 教信精舎 (荒川区立小台橋保育園)	子ども家庭部	補助金、負担金 指定管理者
株式会社 グレースハウス (なかよし保育園)	子ども家庭部	補助金
日暮里駅整備株式会社	防災都市づくり部	出資金
社会福祉法人 雲柱社 (汐入ふれあい館)	区民生活部	指定管理者
株式会社 ケイミックスパブリックビジネス (荒川区民会館)	地域文化スポーツ部	指定管理者

4 監査の実施内容

監査対象団体等及び区関係部署から提出された監査資料、並びに監査対象に該当する事業等について関係書類を調査し、必要に応じて関係者から説明を聴取し、監査を実施した。

5 監査の着眼点、対象とする範囲、監査日及び監査の結果

監査の着眼点、対象とする範囲、監査日及び監査の結果は、団体別に示すとおりである。

監査報告書に記載するに至らない事項については、その都度注意した。今後の執行に当たっては十分に検討し、注意して取り組まれない。

財政援助団体等を所管する各部署においては、事務事業執行のより一層の適正化と効率化に向けて、各団体へ適切な指導及び助言について努められたい。

対 象 団 体 別 目 次

		頁
1	川の手荒川まつり実行委員会 (川の手荒川まつり)	1
2	株式会社 コンフォート (コンフォートフィオーレ西尾久)	3
3	社会福祉法人 教信精舎 (荒川区立小台橋保育園)	5
4	株式会社 グレースハウス (なかよし保育園)	8
5	日暮里駅整備株式会社	10
6	社会福祉法人 雲柱社 (汐入ふれあい館)	12
7	株式会社 ケイミックスパブリックビジネス (荒川区民会館)	14

1 川の手荒川まつり実行委員会

第1 監査対象団体の概要

1 団体の概要

川の手荒川まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、川の手荒川まつりの開催を効果的に推進することを目的として、平成7年2月16日に制定した実行委員会設置要綱に基づき設置された団体である。

実行委員会の構成は、各地区町会連合会会長、各地区青少年育成委員会会長、荒川区商店街連合会会長など26名の委員で構成されており、役員は、委員長1名、副委員長8名、部会長3名、会計1名、監事2名の15名である。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、実行委員会に対して、川の手荒川まつりの開催に要する経費を補助することにより、実行委員会の自主的かつ安定的な運営を図り、もって川の手荒川まつりの開催を通じた郷土意識の高揚と温かな地域社会づくり、観光振興による賑わいに寄与することを目的としている。

(2) 補助事業の内容

実行委員会が実施する川の手荒川まつり

「令和元年 第33回川の手荒川まつり」

ア 都立汐入公園

- ・開会セレモニー
- ・ステージショー
- ・第40回商業祭 等

イ 区立第三中学校体育館

- ・交流都市昼食会

ウ 都立汐入公園内

- ・パレード

3 区との財政援助等の関係

区は、実行委員会に対して補助金を交付している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) 実行委員会

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 産業経済部

ア 実行委員会に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の対象とする範囲

令和元年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) 実行委員会 令和3年1月8日(事務監査)

(2) 産業経済部 令和3年1月8日(事務監査)

第3 監査の結果

令和元年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
川の手荒川まつり補助金	17,825,000	17,765,636	59,364

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められた。

なお、実行委員会及び産業経済部においては、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、会計処理において一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で注意した。

2 株式会社 コンフォート (コンフォートフィオーレ西尾久)

第1 監査対象団体の概要

1 団体の概要

株式会社コンフォート（以下「コンフォート」という。）は、事務所を葛飾区柴又五丁目8番13号に置き、平成24年3月1日に設立された株式会社である。

コンフォートは、介護関連サービスの提供、介護保険法に基づく居宅サービス並びに居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型サービス並びに地域密着型介護予防サービス事業のほか、様々な事業を行っている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、グループホームの整備を促進し高齢者福祉の向上を図ること、介護施設の開設時の経費を支援し経営の安定化を図ることで質の高いサービス提供体制を構築すること、また、施設設置者の用地取得を支援することで介護施設の整備促進を図るため、補助金を交付している。

(2) 補助事業の内容

コンフォートは、第7期荒川区高齢者プラン及び地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）の規定に基づく市町村整備計画に基づき、認知症高齢者グループホームとして、コンフォートフィオーレ西尾久を荒川区西尾久六丁目5番3号に設置し、令和2年3月31日に開設した。

コンフォートフィオーレ西尾久の施設概要及び定員は次表のとおりである。

施設概要	木造 3階建		
	延床面積 746.4㎡		
	主な施設及び定員		
	1階	居室 事務室 ホール キッチン	9名
	2階	居室 居間・食堂 ホール 休憩室	9名
	3階	居室 居間・食堂 ホール 多目的スペース	9名

3 区との財政援助等の関係

区は、コンフォートに対して、コンフォートフィオーレ西尾久の新設に当たり、整備費の一部について補助金を交付している。

また、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金、定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金を交付している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) コンフォート

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 福祉部

ア コンフォートに対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の対象とする範囲

令和元年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) コンフォート 令和3年1月18日（委員監査・事務監査）

(2) 福祉部 令和3年1月18日（委員監査・事務監査）

第3 監査の結果

令和元年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
認知症高齢者グループホーム整備費補助金	108,600,000	108,600,000	0
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金	22,653,000	22,653,000	0
定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金	64,830,000	64,830,000	0

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

3 社会福祉法人 教信精舎 (荒川区立小台橋保育園)

第1 監査対象団体の概要

1 団体の概要

荒川区立小台橋保育園(以下「小台橋保育園」という。)の指定管理者である社会福祉法人教信精舎(以下「教信精舎」という。)は、事務所を荒川区西尾久六丁目9番7号に置き、昭和44年11月18日に設立された社会福祉法人である。

教信精舎は、保育所、地域子育て支援拠点事業、小規模保育事業の経営を行っている。

(1) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

- ア 入所児童の生活指導、保健衛生その他児童の処遇に関すること
- イ 施設、付属設備及び備品の管理保全に関すること
- ウ 施設内の清潔の保持及び整頓その他の環境整備に関すること
- エ 災害の防止に関すること
- オ 施設の管理運営等にかかる経理に関すること
- カ 特別保育事業に関すること
- キ その他、区長が特に必要と認める業務に関すること

(2) 施設の職員体制及び入所児童数

小台橋保育園の常勤の職員体制は、園長1名、保育士23名、看護師1名、栄養士4名、その他4名である。また、入所児童数は次表のとおりである。

平成元年10月1日現在

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
12名	25名	26名	31名	28名	30名	152名

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、児童福祉の向上を図ることを目的として、保育従事職員用の宿舍借上げのほか、民設民営化に移行するための環境整備を図るため、経費の一部を各補助金要綱に基づき補助している。

(2) 補助事業の内容

教信精舎は、小台橋保育園を改築し、令和2年4月に民設民営の保育園として開設した。教信精舎の施設・概要は表①、認可定員は表②のとおりである。

区は、小台橋保育園の運営に対して、教信精舎に次の補助金を交付してい

る。

また、新園舎の建築工事中に発見された地中埋設物の撤去処分費に要する経費を負担している。

ア 荒川区保育従事職員宿舍借上支援事業補助金

イ 荒川区保育所等整備交付金等補助金

ウ 地中埋設物撤去等処分に係る負担金

表① 施設概要

所在地	荒川区西尾久六丁目9番7号
施設概要	木造 3階建 延床面積 1,625.47㎡ 主な施設 1階 保育室 調理室 事務室 2階 保育室 3階 ホール 交流サロン

表② 認可定員

区分	定員
0歳児	12名
1歳児	24名
2歳児	26名
3歳児	30名
4歳児	31名
5歳児	31名
合計	154名

3 区との財政援助等の関係

区は、教信精舎に対して、小台橋保育園の指定管理業務（指定管理期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）に要する経費として指定管理料を支出している。なお、指定管理料には入所児等に対する助成金、保育士等キャリアアップ補助金、保育サービス推進事業補助金を含んでいる。

また、保育従事職員宿舍借上支援事業のほか、民営化移行に係る保育所等整備交付金、地中埋設物撤去等処分に係る負担金に対して補助金等を交付している。

このほか、区は教信精舎を夕やけこやけふれあい館及び夕やけこやけ保育園の指定管理者に指定しており、指定管理料を支出している。また、かんかんもり保育園の保育の実施に要する経費を扶助費として支出している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) 教信精舎

ア 指定管理事業は適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

ウ 指定管理料及び補助金等交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子ども家庭部

- ア 教信精舎に対する指導監督は適切か
- イ 指定管理料の支出等の手続は適切か
- ウ 補助金等交付の手続及び時期は適切か

2 監査の対象とする範囲

令和元年度の指定管理事業、補助対象事業及び負担金について実施した。

3 監査日

- (1) 教信精舎 令和3年1月21日(委員監査・事務監査)
- (2) 子ども家庭部 令和3年1月21日(委員監査・事務監査)

第3 監査の結果

令和元年度の指定管理料及び補助金等実績は、表③、表④のとおりである。

表③ 指定管理料実績 (単位：円)

項目	金額
運営費相当額	213,771,617
入所児等に対する助成金相当分	15,771,480
保育士等キャリアアップ補助金相当分	14,557,000
保育サービス推進事業補助金相当分	5,281,000
合計	249,381,097

表④ 補助金等実績 (単位：円)

区分	交付額	確定額	返還額
保育従事職員宿舎借上支援事業補助金	1,722,000	1,722,000	0
保育所等整備交付金等補助金	367,972,000	367,972,000	0
地中埋設物撤去等処分に係る負担金	1,578,000	1,578,000	0

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

4 株式会社 グレースハウス (なかよし保育園)

第1 監査対象団体の概要

1 団体の概要

株式会社グレースハウス（以下「グレースハウス」という。）は、事務所を荒川区東日暮里一丁目6番9号に置き、平成29年6月に設立された株式会社である。

グレースハウスは、保育所の経営、ベビーシッターの派遣及び斡旋等を目的に同所において保育園を運営している。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、児童福祉の向上に寄与することを目的として、東京都の認証を受けた認証保育所が実施する事業に対し、運営費等に要する経費の一部を、荒川区認証保育所運営費等補助要綱に基づき補助している。その他、保育業務支援システム導入経費の一部、保育士等の賃金改善や特別保育事業等の実施に取り組む経費の一部、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に要する費用の一部を各補助要綱に基づき補助している。

(2) 補助事業の内容

グレースハウスは、荒川区東日暮里一丁目6番9号に、東京都が認証した0歳児から2歳児を対象としたなかよし保育園を、平成16年4月1日に個人立として開設し、その後、株式会社設立に伴い法人化した。

(3) 施設の職員体制及び入所児童数

なかよし保育園の常勤の職員体制は、園長1名、保育士6名、その他3名である。また、入所児童数は次表のとおりである。

令和2年3月31日現在				
	0歳児	1歳児	2歳児	合計
入所児童数	6名	9名	8名	23名

3 区との財政援助等の関係

区は、グレースハウスに対して、なかよし保育園の保育所運営費等に要する経費の一部を補助している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) グレースハウス

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子ども家庭部

ア グレースハウスに対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の対象とする範囲

令和元年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) グレースハウス 令和3年1月29日 (委員監査・事務監査)

(2) 子ども家庭部 令和3年1月29日 (委員監査・事務監査)

第3 監査の結果

令和元年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
運 営 費 等 補 助 金	34,644,110	34,644,110	0
修 繕 費 補 助 金	400,260	400,260	0
健康診断費・腸内検査費 補助金	53,727	53,727	0
蔵書充実推進費補助金	19,000	19,000	0
I C T 化 推 進 事 業 補 助 金	972,000	972,000	0
保育士等キャリアアップ 補助金	6,681,000	6,681,000	0
保育力強化事業補助金	967,000	967,000	0
新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止対策事業助成金	427,000	427,000	0
合 計	44,164,097	44,164,097	0

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものとして認められた。

なお、グレースハウス及び子ども家庭部においては、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、会計処理において一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で注意した。

5 日暮里駅整備株式会社

第1 監査対象団体の概要

1. 団体の概要

日暮里駅整備株式会社（以下「整備会社」という。）は、本店を荒川区西日暮里二丁目19番1号に置き、荒川区と京成電鉄株式会社が発起人となり平成14年10月30日に設立された株式会社である。

(1) 設立目的

整備会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ア 鉄道施設等の建設及びその施設の貸付
- イ 鉄道施設等の維持管理
- ウ 以上各号に関連する一切の事業

(2) 事業の現況

整備会社は、成田スカイアクセスの都心側ターミナル駅として位置付けられている日暮里駅について、国土交通省の「鉄道駅総合改善事業」として国・東京都・荒川区の補助を受けて、スカイライナー利用者の利便性・快適性の向上、朝夕のラッシュ時の混雑緩和、駅のバリアフリー化を推進するため、総合的な改善を実施してきた。

令和元年度においては、日暮里駅改良駅施設の京成電鉄株式会社への安定した貸付と、同施設の維持管理を行った。

(3) 組織

整備会社の役員は、取締役4名、監査役2名をもって構成されており、職員は配置せず、事務処理は、京成電鉄株式会社に委託している。

2 区との財政援助等の関係

区は、整備会社の200株のうち102株（1株額面5万円）を出資（区の出資比率51%）している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) 整備会社

- ア 事業運営は、出資目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか
- イ 出資金に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 防災都市づくり部

整備会社に対する指導監督は適切か

2 監査の対象とする範囲

令和元年度の出資金及び事業の運営状況について実施した。

3 監査日

(1) 整備会社 令和3年1月13日(事務監査)

(2) 防災都市づくり部 令和3年1月13日(事務監査)

第3 監査の結果

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、出資金に係る会計処理及び事業の運営は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

6 社会福祉法人 雲柱社 (汐入ふれあい館)

第1 監査対象団体の概要

1 団体の概要

汐入ふれあい館の指定管理者である社会福祉法人雲柱社（以下「雲柱社」という。）は、事務所を世田谷区上北沢三丁目8番19号に置き、昭和28年7月29日に設立された社会福祉法人である。

雲柱社は、保育所・児童厚生施設・子育て短期支援事業のほか、様々な事業を行っている。

(1) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

ア 荒川区ふれあい館条例第2条に規定する事業に関する業務

イ 施設の使用及び使用料の収納に関する業務

ウ 施設、附属設備及び備品の管理保全（軽微な修繕及び整備を含む。）に関する業務

エ 施設内外の清潔の保持及び整頓その他の環境整備に関する業務

オ 災害の防止に関する業務

カ 施設の管理運営等にかかる経理に関する業務

キ 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

(2) 施設の職員体制

汐入ふれあい館の職員体制は、館長1名、常勤職員5名、非常勤職員3名である。

2 区との財政援助等の関係

区は、汐入ふれあい館の指定管理業務（指定管理期間は、平成29年4月1日から令和4年3月31日まで）に要する経費として指定管理料を支出している。

このほか、区は雲柱社を町屋ふれあい館の指定管理者に指定しており、指定管理料を支出している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) 雲柱社

ア 指定管理事業は適正かつ効率的に執行されているか

イ 指定管理料に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 区民生活部

- ア 雲柱社に対する指導監督は適切か
- イ 指定管理料の支出等の手続は適切か

2 監査の対象とする範囲

令和元年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

- (1) 雲柱社 令和3年1月12日（委員監査・事務監査）
- (2) 区民生活部 令和3年1月12日（委員監査・事務監査）

第3 監査の結果

令和元年度の指定管理料の実績は次表のとおりである。

	収入額		支出額	収支差額
指定管理料	46,854,874	人 件 費	29,728,842	
利用料収入	—	修 繕 費	2,961,348	
その他収入	122	管 理 運 営 費	11,469,550	
合 計	46,854,996	合 計	44,159,740	2,695,256

(注) 指定管理料の内、人件費、家屋等修繕費の不用額については実費精算している。なお、管理運営費は、予定する収支差額を超過した場合、超過額の2分の1を返還することとしており、収支差額は返還後の金額を記載している。

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められた。

なお、雲柱社及び区民生活部においては、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、指定管理業務の再委託等について一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で注意した。

7 株式会社 ケイミックスパブリックビジネス (荒川区民会館)

第1 監査対象団体の概要

1 団体の概要

荒川区民会館（以下「区民会館」という。）の指定管理者である株式会社ケイミックスパブリックビジネス（以下「ケイミックス」という。）は、本社を千代田区神田小川町1丁目2番に置き、平成29年4月に設立された株式会社である。

ケイミックスは、指定管理者制度による公共施設の管理・運營業務、PFI事業の受託、文化ホール施設の管理・運營業務、コンベンション事業、コンサート・演劇等の興行及びカルチャー教室の経営等を行っている。

(1) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

ア 文化活動の実施に関する事業

イ 文化活動及び地域コミュニティ活動に関する相談及び情報の提供に関する事業

ウ 施設の利用に関する業務

エ 施設の利用等の承認、不承認に関する業務

オ 施設の利用料金の收受、減免及び還付に関する業務

カ 施設の利用承認の取消等に関する業務

キ 施設及び附帯設備の維持管理に関する業務

ク その他区長が必要と認める業務

(2) 施設の職員体制

区民会館の職員体制は、館長1名、総務課長1名、事業課長1名、職員10名（常勤職員3名、非常勤職員7名）である。このほかに設備、警備、清掃等の管理業務を再委託により行っている。

2 区との財政援助等の関係

区は、ケイミックスに対して、区民会館の指定管理業務（指定管理期間は、平成30年4月1日から令和5年3月31日まで）に要する経費として指定管理料を支出している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) ケイミックス

ア 指定管理事業は適正かつ効率的に執行されているか

イ 指定管理料に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 地域文化スポーツ部

ア ケイミックスに対する指導監督は適切か

イ 指定管理料の支出等の手続は適切か

2 監査の対象とする範囲

令和元年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

(1) ケイミックス 令和3年1月14日 (委員監査・事務監査)

(2) 地域文化スポーツ部 令和3年1月14日 (委員監査・事務監査)

第3 監査の結果

区民会館は利用料金制を導入しており、指定管理料と利用料金及びその他の収入により管理運営を行う。令和元年度の実績は次表のとおりである。

(単位：円)

	収入額		支出額	収支差額
指定管理料	150,562,899	人件費	40,926,140	
利用料金収入	79,236,294	修繕費	9,633,030	
その他	1,715,627	管理運営費	169,818,859	
合計	231,514,820	合計	220,378,029	11,136,791

(注) 上記実績には、指定管理に関する協定書第31条第1項3号に基づく利益・管理運営費収支差額の納付金として区に返還された7,212,930円、及び新型コロナウイルス感染症の影響による利用料金還付金の損失補填として区が支出した7,051,089円を含むものである。

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。